

**平成29年度 とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金
支給認定対象者募集要項**

栃木県では、県内の製造業に就職する予定の大学生、大学院生、短期大学生、高等専門学校生の方を対象に、貸与を受けている奨学金の返還額の一部を助成する制度の支給認定対象者を募集します。

(注) 対象業種に就職する前に、この認定を受けないと奨学金返還の助成が受けられません！

1 募集対象者

次の各号のいずれにも該当する方を募集対象者とします。

- 一 次のアあるいはイの奨学金の貸与を受けている者
 - ア (独) 日本学生支援機構の第一種奨学金
 - イ (公財) 栃木県育英会の一般奨学金
- 二 平成29年4月1日時点で次のア～エのいずれかに該当する者
 - ア 大学3年生(6年制大学の場合は5年生)
 - イ 大学院修士課程1年生
 - ウ 短期大学1年生
 - エ 高等専門学校4年生
- 三 栃木県内に本社、本店、支社、支店、事業所等が所在する**製造業**(大企業の場合は県内に本社機能を有する場合に限る。)に就職を希望する者
- 四 栃木県内に定住を希望する者

2 募集人員

50名

3 募集期間

第一期 平成29年 5月 8日(月) から 7月21日(金) まで

第二期 平成29年 9月 1日(金) から 11月30日(木) まで

第三期 平成30年 1月 9日(火) から 2月 9日(金) まで

(応募者多数の場合は、募集期間内でも応募を締め切る場合がある。)

4 助成の内容

次のとおり、奨学金の返還額の一部を助成します。

区 分	助 成 金 額	助成金額の上限
大学生	卒業前2年間に貸与を受ける奨学金の全額	150万円
大学院生	修士課程修了前2年間に貸与を受ける奨学金の額の2分の1	100万円

短期大学生	卒業前2年間に貸与を受ける奨学金の額の2分の1	70万円
高等専門学校生	卒業前2年間に貸与を受ける奨学金の額の2分の1	70万円

○助成の対象とする期間は、原則、栃木県内の製造業（大企業の場合は、県内に本社機能を有する場合に限る。）に就職する平成31年度から8年間とします。

5 認定の要件

大学等を卒業後に栃木県内の**製造業**（大企業の場合は、県内に本社機能を有する場合に限る。）に正規雇用により就職し、8年間継続して勤務する見込みであること。なお、勤務場所は栃木県内の本社、本店、支社、支店、事業所等とし、栃木県内に定住する見込みであること。

なお、(独)日本学生支援機構の第一種奨学金又は(公財)栃木県育英会の一般奨学金以外の奨学金の貸与を受けている方は、**対象となりません。**

6 応募方法

次に掲げる書類を募集期間内に持参又は郵送(当日消印有効)により提出してください。

- 一 とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金支給対象者認定申請書(様式第1号)
- 二 奨学金貸与証明書又は奨学金の貸与を受けていることがわかるもの
- 三 成績証明書(大学生は大学1・2年次、大学院生(修士課程)は大学1～4年次、短期大学生は高校1～3年次、高等専門学校生は1～3年次分)
- 四 要件調査に係る同意書(様式第2号)

7 支給対象者の認定

応募書類を審査し、書類審査合格者に対しては面接を行い、支給対象者を認定します。結果については、応募者全員に通知します。

なお、審査に際しては、電話等により記載内容の確認を行うとともに必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

8 認定の取り消し

次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消します。

- 一 平成32年4月1日までに県内製造業（大企業の場合は、県内に本社機能を有する場合に限る。）に正規雇用により就職しなかったとき
- 二 退学したとき

9 認定を受けた後の手続きについて

○認定を受けた後、就職してからの手続きは、次のとおりです。

<就職した年度（平成31年度）>

助成金の支給決定申請書提出（就職後1か月以内）

審査・支給決定

- ※ 認定だけでは助成金は交付されませんので、留意してください。
- ※ 卒業証明書、成績証明書、在職証明書、住民票等の添付が必要です。

<助成金の助成期間（平成31～38年度）>

助成金の交付申請書提出（翌年度4月末日まで）

審査・交付決定

- ※ 平成32年4月以降、毎年度必ず申請してください。
- ※ 在職証明書、住民票等の添付が必要です。
- ※ 交付決定後に助成金を交付します。
- ※ 助成期間中に認定内容に変更が生じたときは、その都度変更手続きを行って下さい。

◎助成期間中に県外事務所等への転勤、離職、奨学金の返還期限の猶予が承認された場合は、次のとおり助成期間を延長します。

- 県外事務所等への転勤の場合・・・・・・・・・・2年以内
- 離職の場合・・・・・・・・・・2年以内
- 奨学金の返還期限の猶予が承認された場合・・・承認された期間
（産前・産後休暇、育児休業等）

10 その他

他の自治体が行う奨学金の返還支援と重複して応募することはできません。

11 応募先・問い合わせ先

栃木県産業労働観光部 労働政策課 雇用対策担当
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20
電話 028-623-3224 F A X 028-623-3225
電子メール rousei@pref.tochigi.lg.jp

助成金制度の詳細、指定様式等はホームページに掲載しています。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/miraijinzaiousyougakukin.html>